

利用者負担上限額管理事務のお知らせ

障害福祉サービス、又は障害児通所支援サービスの利用者負担をお支払いしていただくことで、受給者証に記載された「月額上限負担額」を超える可能性がある場合、「上限額管理者」にあなたの利用者負担が月額上限を超えないように管理をしていただくことができます。

「利用者負担上限額管理事務を利用できる人は」
受給者証の第6面（通所受給者証をお持ちの人は第5面）「利用者負担上限額管理対象者該当の有無」の欄に「該当」と記載されている方で、2つ以上のサービス提供事業者と利用契約をしている人

「上限額管理者となるのは」
あなたが利用契約をしている事業者で、以下の順序の上位になる事業者です

- ① 日中系サービス事業者（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・障害児通所支援）
- ② 訪問系サービス事業者（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護）
- ③ 短期入所サービス事業者

* ただし同一サービスで複数事業者と契約する場合は契約量の多い事業者となります

「利用者負担上限額管理事務を利用するには」

- ① 上限額管理者に「利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書」と「受給者証」を提示して上限額管理を申し込みます。
- ② 「利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書」と「受給者証」を富田林市役所へ提出し、上限管理を申し込んだことを届けます。
- ③ 届け出内容を確認の上、あなたの受給者証に上限管理者名を追記し受給者証をお返しします。
- ④ 上限管理者名が追記された受給者証を上限管理者に提示していただくことで、あなたの利用者負担の上限額管理がはじまります。

(六)

利用者負担に関する事項	
負担上限月額	
適用期間	年 月 日から 年 月 日まで
食事提供体制加算対象者	
適用期間	年 月 日から 年 月 日まで
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	該当
利用者負担上限額管理事業所名	
特記事項欄	
予備欄	

連絡・問合せ先 富田林市役所 障がい福祉課 給付係

TEL 0721-25-1000(内線 195)